

事業所 各位

知立市長寿介護課

短期入所中の福祉用具貸与の取り扱いについて（通知）

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃より、適切な介護保険サービスの提供にお取り組みいただいていることと存じますが、標記について下記のとおり、今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 短期入所施設への貸与品の持ち込みについて

○福祉用具貸与は、利用者の居宅で使用されるべきものである。

参考：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37条）第193条

○短期入所生活介護事業所は、短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

参考：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第124条

※このため、短期入所施設への貸与品の持ち込みは原則として認められません。短期入所施設内での福祉用具の費用は短期入所サービスの報酬に包括されているものであり、施設内で使用される福祉用具は短期入所施設が用意すべきものと考えられます（特に長期継続利用の場合）。ただし、担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、事業所において生活を継続するには福祉用具が必ず必要だが、備えられている福祉用具の利用が本人の心身の状況から考えて困難と判断される場合に、居宅において貸与を受け利用していた福祉用具を持ち込んで使用する場（施設で用意されている福祉用具で対応できないかを十分に検討すること）。または、短期入所生活介護事業所が相当数の福祉用具を備えていたが、特定の福祉用具を必要とする利用者が想定より多いことにより当該福祉用具が不足しており、かつ、その状況において、その短期入所生活介護事業所でなければならない理由がある場合に、居宅において貸与を受け利用していた福祉用具を持ち込んで使用する場（短期入所生活介護事業所は、当該福祉用具の追加購入を検討すること）。その他短期入所生活介護事業所において福祉用具の貸与を必要とする特別の事情がある場合は持ち込み可能な場合があります。

2. 福祉用具貸与の算定について

短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用中でも福祉用具貸与の算定は認められて

います（老期第 36 号平成 12 年 3 月 1 日 第二通則（2）サービス種類相互の算定関係について）。しかし、これは、短期入所サービスの本来の利用形態を鑑み、短期入所サービス利用中の短い期間で一度返却し、退所後再度搬入することが非常に不合理であるということから認められているものであると考えます。そのため、短期入所サービスの利用中であつても福祉用具貸与費の算定が認められない場合がありますので、ご注意ください。